

番号	属性	ページ	内容	市の考え
1	市民	1～50	<p>第1部総論                      「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正をする法律(令和5年法律第31号)(令和5年5月19日公布)」                      「改正の趣旨」                      全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整制度の導入、医療費適正化計画の実行性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度準備、介護保険者による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。                      「改正の概要」                      1子ども・子育て支援の拡充(健康保険法、船員保険法、国民健康保険法等)                      ①出産一時金の支給額を引き上げるとともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。                      ②産前産後期間における国民健康保険料(税)を免除し、その免除相当額を国、都道府県、市町村で負担することとする。                      2高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し(健保法、高確法)                      ①後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。                      ②前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては、報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。                      健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。                      3医療保険制度の基盤強化等(健保法、船保法、高齡法等)                      ①都道府県医療費適正計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割及び責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。                      ②都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化(6年)し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。                      ③経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。                      4医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法、介護保険法、高確法等)</p> <p>①かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。                      ②医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。                      ③医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する。                      ④地域医療連携推進法人制度について一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する。                      ⑤出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度について、期限の延長(令和5年→令和8年12月末)等を行う。等</p> <p>(施工期日)                      令和6年4月1日(ただし、3①の一部及び4⑤は公布日、4③の一部は令和5年8月1日、1②は令和6年1月1日、3①の一部及び4①は令和7年4月1日、4③の一部は公布後3年以内に政令で定める日、4②は公布後4年以内に政令で定める日)</p> <p>国民の生活の質(QOL)の維持及び向上が図られること、結果として、医療費の適正化に資するものと考えられます。                      厚生労働省が令和5年9月1日に発表した「令和4年度医療費の動向」によれば令和4年度の概算医療費は46.0兆円、対前年同期比で4.0%の増加、対令和元年度比で5.5%の増加。なお、対令和元年度比の5.5%の増加は3年分の伸び率であり、1年当たりに換算すると1.8%の増加となっている。令和4年度当初防衛費予算額5兆4005億円と比較して、いかに、医療費が伸びているかが判明する。他国から尖閣列島への侵略、ミサイル攻撃を受けた場合、この防衛予算額で日本国を防衛できるのか疑問符が残る。</p>	<p>本市における医療費適正化につきましては、第3期データヘルス計画に記載のとおり個別保健事業等の実施により努めて参ります。</p>
2	市民	16以降	<p>医療費、神経系の疾患95,066千円、精神及び行動の障害7,140千円、神経系疾患6,624千円、計108,830千円、(3)医療費疾病、精神10.2%、神経7.3%計17.5%と太宰府市の場合、医療費の割合及び神経系の疾患等の割合が突出している。                      何故、こんなに突出しているのか、太宰府市、太宰府市国民健康保険運営協議会は、この原因について、太宰府市国民健康保険運営協議会でもって分析結果を公表すべきである。何故、分析して結果をこのパブコメ(案)に掲載しなかったのか問う。</p> <p>令和5年1月20日付け、厚生労働省「令和4年度第2回医療政策研修会、第2回地域医療構想アドバイザー会議」における「精神疾患における第8次医療計画について」、令和5年3月27日付け、厚生労働省告示第86号「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」、平成30年3月に厚生労働省から発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」、平成30年9月に福岡県から発出された「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」に基づいた政策を太宰府市は、施行して医療費等の削減に努めているのか問う。また、医療費等が削減されていたのであれば、どのくらいの金額が削減されたのか併せて問う。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>	<p>神経系の疾患につきまして貴重なご意見ありがとうございます。今後詳細な分析を行い個別事業等で検討していく必要があると考えております。                      また、令和5年1月20日付け、厚生労働省「令和4年度第2回医療政策研修会、第2回地域医療構想アドバイザー会議」における「精神疾患における第8次医療計画について」、令和5年3月27日付け、厚生労働省告示第86号「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」、平成30年3月に厚生労働省から発出された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」、平成30年9月に福岡県から発出された「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」につきましては、精神疾患の方の支援方法や連携内容に関するものであり、太宰府市国民健康保険における医療費適正化に言及したものではありません。関係課へ情報連携させていただきます。</p>
3	市民	全体	<p>・表の字が小さく見えにくい箇所があるため全体的に見やすく統一してほしい                      ・比較して特徴のある所は太枠など分かりやすくしてほしい                      ・フォントが違う箇所があるので統一してほしい</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘の箇所について修正・改善を行います。</p>
4	市民	全体	<p>・全体的に図表の位置が見えにくい。                      ・誤字・脱字がある。                      ・全体的に図表で何を訴えたいか分かりにくい。具体的に書いてほしい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。全体的に見直し、修正・改善を行います。</p>